

第 9 号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会委員	委員長	日額	5, 400
	副委員長・委員	日額	4, 000

別表スポーツ推進審議会委員の項の次に次のように加える。

自治組織集会施設審議会委員	会長	日額	5, 400
	副会長・委員	日額	4, 000

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号に規定する職の報酬額を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。